

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

### 新潟県規則第31号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 県税徴収金 県税並びに県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費、過料、通告処分による罰金及び<u>追徴金相当額</u>、通告処分費並びに没収金をいう。</p> <p>(10) ～(19) (略)</p> <p>(<u>土木部長等の専決事項の特例</u>)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、土木部長又は警察本部長がその専決することができる権限の範囲において都市局長又は警察本部の部長の職にある者に専決させるべき範囲を定めるときは、第4条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に専決させる。</p> <p>2 土木部長及び警察本部長は、前項の規定により専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及び専決させるべき者について、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 土木部長及び警察本部長は、第1項の規定により専決させるべき範囲を定めたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p><b>第35条の2</b> 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約 ア～セ (略) <u>ㇿ 寝具</u></p> <p>(2) ・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) 県税徴収金 県税並びに県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、滞納処分費、過料、通告処分による罰金及び<u>科料</u>相当額、通告処分費並びに没収金をいう。</p> <p>(10) ～(19) (略)</p> <p>(<u>産業労働観光部長等の専決事項の特例</u>)</p> <p><b>第6条</b> 知事は、<u>産業労働観光部長</u>、土木部長又は警察本部長がその専決することができる権限の範囲において<u>観光局長</u>、都市局長又は警察本部の部長の職にある者に専決させるべき範囲を定めるときは、第4条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に専決させる。</p> <p>2 <u>産業労働観光部長</u>、土木部長及び警察本部長は、前項の規定により専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及び専決させるべき者について、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 <u>産業労働観光部長</u>、土木部長及び警察本部長は、第1項の規定により専決させるべき範囲を定めたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。</p> <p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p><b>第35条の2</b> 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年新潟県条例第40号）第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>(1) 次に掲げる物品の借上げに係る契約 ア～セ (略)</p> <p>(2) ・(3) (略)</p>

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務管理部長は、県税徴収金(県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条において同じ。)の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

3・4 (略)

(徴収事務の受託者の払込み手続)

第108条 徴収事務の受託者は、徴収の委託を受けた収入金を領収したときは、受託現金払込書により速やかに(県が期日を指定した場合にあつては、その期日までに)指定金融機関等に払い込まなければならない。

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) (略)

(2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、日本放送協会に対し支払う受信料、高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの(前号に掲げるものを除く。)

3・4 (略)

(資金前渡の範囲)

第131条 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費及び日本放送協会に対し支払う受信料については、施行令第161条第1項第15号の規定により資金前渡の方法によつて支払うことができる。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
(略)		

(徴収又は収納の委託)

第105条 (略)

2 総務管理部長は、県税徴収金(県税に係る過料、通告処分による罰金及び料料相当額、通告処分費並びに没収金を除く。以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条において同じ。)の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。

3・4 (略)

(徴収事務の受託者の払込み手続)

第108条 徴収事務の受託者は、徴収の委託を受けた収入金を領収したときは、受託現金払込書により速やかに指定金融機関等に払い込まなければならない。

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの精算額については、資金精算書以外の書類で確認することができる。

(1) (略)

(2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」という。)並びに女性福祉相談所又はあかしや寮において支払う扶助費に係るもの(前号に掲げるものを除く。)

3・4 (略)

(資金前渡の範囲)

第131条 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供に伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費については、施行令第161条第1項第15号の規定により資金前渡の方法によつて支払うことができる。

2 (略)

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
<u>青少年研修センター</u>		
(略)		

(略)	(略)
別表第7 (第21条関係)	別表第7 (第21条関係)
(略)	(略)
備考	備考
1～5 (略)	1～5 (略)
<u>6 賠償金の額の決定のうち、その額が零であるものについては、合議を要しない。</u>	
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成31年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる課又は事務所の平成30年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理するものとする。

県民生活・環境部消費者行政課	県民生活・環境部県民生活課
産業労働観光部産業政策課	産業労働部産業政策課
〃 産業振興課	〃 創業・経営支援課
〃 商業・地場産業振興課	〃 産業振興課
〃 産業立地課	〃 商業・地場産業振興課
〃 労政雇用課	〃 産業立地課
〃 職業能力開発課	〃 労政雇用課
〃 観光局観光企画課	〃 職業能力開発課
〃 〃 国際観光推進課	観光局観光企画課
青少年研修センター	〃 国際観光推進課
	教育庁生涯学習推進課